

駿河台自治会 規約

平成 27 年 4 月

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は駿河台自治会（以下本会という）と称し、事務所を沼津市駿河台 18 番 7 号駿河台公民館に置く。

(区域)

第 2 条 本会の区域は別表（駿河台自治会区割表）に定める区域とする。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は第 2 条に定める区域内に居住する住民が自治の精神に則り、会員相互の親睦と協力によって生活の改善、文化の向上、福祉の増進を計り、住み良い環境と会員の繁栄発展に努めることを目的とする。

(会の組織)

第 4 条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会に区、組及び部を置く。

2 区に区長、組に組長と副組長及び防災員、部に部長と副部長を置く。

3 区長は部長を兼務し、組長は副部長を兼務する。

第 5 条 本会は次の事業を行う。

(1) 地域全体の発展に関すること。

(2) 福祉、厚生、環境整備に関すること。

(3) 防災、防犯、交通安全に関すること。

(4) 文化、体育、青少年に関すること。

(5) その他第 3 条に関すること。

第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 第 2 条に定める区域内に住所を有する個人及び事業所は、すべて本会の会員になることができる。(以下会員という)

2 本会は正当な理由がない限り、第 2 条に定める区域内に居住する個人等の加入を拒んではならない。

(入会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、組長等を経由して会長に所定の様式をもって届けるものとする。

2 前項の届け出があっても、正当なる理由がある場合は、これを拒むことができる。

3 新たに区域内に住所を有することになった個人等に対し、会長等は会の目的、規約を説明し、入会の案内を行うものとする。

(会費)

第 8 条 会員は規約取扱細則に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は退会しようとするとき、所定の様式をもって会長に届け出なければならない。

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(資格停止)

第11条 会長は会員が次の各号の一に該当するときは、定例会に諮り一定の期間その資格を停止できるものとする。

(1) 会費を長期にわたり滞納したとき。

(2) 会員として著しい義務違反等があったとき。

(抛出金の不返還)

第12条 退会及び資格停止の会員が既に納入した会費及びその他の抛出金は返還しないが、規約取扱細則第4条(2)に定める基準により返金することができる。

第3章 役員及び任務

(役員)

第13条 本会は次の役員を置く。

会長		1名
副会長		4名
会計	(区長兼務)	1名
区長	各区	1名
組長	各組	1名
副組長	各組	1名
防災員	各組	2名
監査役		2名
相談役		1名

(役員を選任)

第14条 役員を選任は別に定める(規約取扱細則 役員・年度別区分輪番表)ところの選出により、総会の議決を経て行う。

2 監査役は他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、14条(役員を選任)において、別に定める「役員・年度別区分輪番表」により選任された副会長が協議の上その職務を代行する。

但し、残任期間等によっては副会長4名で協議の上、新会長を互選で選出する。

3 会計は本会の会計事務を処理する。

4 区長は会長、副会長を補佐し、担当部を統括する。

5 組長は区長を補佐し、別に定められた「組長の所管事項」を処理する。

6 監査役は次の業務をおこなう。

(1) 本会の会計、資産の状況及び役員業務執行状況を監査する。

(2) 会計、資産の状況及び役員業務執行状況についての不正の事実を発見した時は、内容により定例会又は総会において報告する。

(3) 前号の報告を行う必要があるときは定例会又は総会の召集を請求する。

(役員任期)

第16条 役員任期は1年とする。但し会長、副会長は原則2年が好ましいが、事情により同区から後任を補充することにより、定例会の承認を得て1年で退任することも出来る。副会長は4名が同時に退任しないよう2名ずつ任期がずれるように調整する。

2 役員に欠員が生じた時は、欠員された役員が選任された組、又は区から補充する。

3 役員は任期終了後においても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当すると認められるときは、総会の議決によりこれを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等により職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(2) 役員たるに適しない非行、不法行為及び職務上の義務違反があったとき。

第4章 機関及び会議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は総会、区長会、及び定例会とする。

(総会の種類)

第19条 総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は会員をもって構成する。

2 区長会は会長、副会長、区長及び会長が指名した役員をもって構成する。但し、会の目的事項の必要性から、会長が別途指名した場合は、その関係者を参加させることができる。

3 定例会は会長、副会長、区長、組長及び会長が指名した関係者をもって構成する。

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年度1回開催する。

2 臨時総会は定例会で必要と認められたとき、又は会員の5分の1以上の請求、もしくは監査役から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

(区長会)

第22条 区長会は定例会の前、及び会長が必要と認めたとき、又は、構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(定例会)

第23条 定例会は毎月定期に開催する。

(総会の召集)

第24条 総会は会長が召集する。会長は第21条の規定による請求があった場合はそれから30日以内に召集しなければならない。

第25条 総会を召集する場合は、少なくとも開会の5日前までに、総会の目的たる事項、日時及び場所を文書を以て会員に通知しなければならない。

(定足数)

第26条 総会は構成員の現在数の2分の1以上(委任状を含む)、区長会及び定例会は役員数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(書面表決)

第27条 総会に出席できない会員及び役員は議決事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合前条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(会議の議長)

第28条 総会の議長は出席した会員の中から選出する。

2 区長会及び定例会の議長は原則として会長がこれに当たる。

(議決事項)

第29条 総会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 年度の事業及び収支決算報告、役員選任並びに事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。
- (3) 主要なる財産の処分及び取得に関すること。
- (4) その他のこの会の運営に係わる重要事項に関すること。

(議決)

第30条 会議の議事は出席会員の過半数で決し、同数の場合は議長が決する。なお書面表決者及び表決委任者は出席とみなす。

第31条 定例会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(各種団体責任者等の会議出席)

第32条 町内各種団体責任者は会長の要請により定例会及びその他の会議に出席することができる。

第33条 監査役は会長の要請により定例会、その他の会議に出席する。

(議事録)

第34条 総会では次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所、構成員の現在数、並びに総会に出席した数。
(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (2) 議決事項、議事の経過の概要及びその結果等。
- (3) 議長並びに議事録署名人の選任に関する事項。
- (4) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に掲げる資産並びに資産から生ずる収入。
- (2) 会費、寄付金品及び事業活動に伴う収入。
- (3) その他の収入。

(資産の管理)

第36条 資産は会長が管理し、その管理方法は定例会の議決による。

第37条 別に定める財産目録に掲げる資産はこれを処分し、又は担保に供することはできない。但し、やむをえない理由があるときは、総会の議決を経てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会費)

第40条 本会の会費は事業計画に基づき総会にはかり、これを決定する。

(収支予算)

第41条 本会の収支予算は第29条(1)による。これを変更する場合も同様とする。但し、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 会長は第1項の規定にかかわらず、予算の成立前の執行について、定例会の承認を得て、前年度予算と同額以下の暫定予算を定め、これを執行することができる。
- 3 前項の暫定予算は総会において報告し、当該事業年度の予算が成立したときその効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担とみなすこととする。

(事業報告及び収支決算)

第42条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第6章 事業

(事業部)

第43条 本会は第3条の目的達成のため次の事業部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 環境地域安全部
- (3) 交通安全部
- (4) 体育部
- (5) 青少年補導部
- (6) 自主防災部
- (7) 社会福祉部
- (8) 文化高親部

第44条 各部会は必要に応じて随時これを開き、会長の承認を得て事業を行う。

第45条 各部の運営その他、所掌事項は別に定める各部取り扱い細則による。

第46条 本会は第3条の目的達成のため次の委員会を置く。

- (1) 夏祭り実行委員会
 - (2) 体育祭実行委員会
- 2 本会は定例会の決議により、特別委員会を設置することができる。

第7章 規約の変更及び解散並びに財産処分

(規約の変更)

第47条 本規約の変更は総会において、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第48条 本会は、地方自治法260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散の場合は所定の手続きにより沼津市長に届け出る。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散時に有する残余財産の処分は総会にて、総会員の4分の3以上の同意を経なければならない。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第50条 本会はその事務所に、次に掲げる書類及び帳簿等を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約、認可及び登記に関する書類
- (2) 会員名簿
- (3) 総会及び役員会の議事録並びに役員に関する書類
- (4) 資産台帳、収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (6) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第51条 本規約の施行について、必要な事項は定例会の同意を得て、総会の議決により別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成10年2月1日から施行する。
- 2 旧自治会規約は廃止する。
- 3 平成14年1月12日一部改正
- 4 平成16年4月3日一部改正
- 5 平成20年4月6日一部改正
- 6 平成26年4月6日一部改正
- 7 平成27年3月29日一部改正

規約取扱 細則

(役員を選出)

第 1 条 新年度役員を選出は今年度の 1 2 月末を目標とし、次の方法による。

- (1) 会長は駿河台区、高砂町区から原則として交互に選出する。
- (2) 新年度会長候補者は現任副会長及び当該区内（駿河台又は高砂町）に属する現任区長及び組長の責任において選出する。
尚、その他現任役員も全面的に協力するものとする。
- (3) 新会長受諾者が不在の場合は、自治会全体の現任副会長・区長及び組長の責任に於いて、互選により新年度会長候補者を選出する。
尚、新年度に副会長を予定していた者が、新会長となった場合は、その副会長区に於いて新たに後任副会長を選出する。
- (4) 副会長、会計及び各専門部長は、別に定める「役員・年度別区分輪番表」により夫々を選出する。
- (5) 副会長・区長は各区の互選により夫々を選出する。
- (6) 組長、副組長及び防災員（2名）は各組の互選により各々を選出する。
- (7) 監査役は前年度の会計の繰上げ制で任期 2 年間とする。
- (8) 選出された各役員候補は総会の承認を得て決定する。

(役員関連人事の選出)

第 2 条 役員関連人事の選出は役員を選出と同様 1 2 月末を目標とし、次の方法による。

- (1) 相談役は必要に応じ、会長の推薦により総会の承認を得て決定する。
- (2) 各副会長、各部長等は必要に応じ、前年度の当該役員に、相談を依頼することが出来る。
- (3) 金岡連合自治会、金岡西部地区連合自治会から役員選出の要請があった場合は会長が推薦する。

(役員任期)

第 3 条 役員任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日の 1 年間とする。但し、再任は妨げない。

(会費)

第 4 条 本会の年間自治会費は次の方法による。

- (1) 自治会費は総会で決定承認された一定額を組長が徴収し、4 月、10 月の 2 回に分け、区長を通じて会計に納入する。
尚、組の要望により自治会費の年一括納入も出来るものとする。又、新規加入の場合は月割計算とする。
一方必要とする場合は定例会の決議を得て、臨時徴収をすることもできる。
- (2) 一旦、納入した自治会費は払戻ししない。但し、退会者には退会届提出の翌月より月割計算により返金することができる。（返金条件：退会届提出）
- (3) 自治会費は月額 800 円。（但し消防負担金を含む）
- (4) 入会金として 1,000 円を納入するものとする。（入会届、世帯票提出）

(消防負担金)

第 5 条 当地域内に空き家・作業場等の建造物を有する所有者より、消防負担金として年額 1,200 円を負担してもらう。

(表彰)

第 6 条 本会員として本会の向上、発展に功労のあった者には、定例会の決定により、これを表彰することが出来る。

(慶弔)

第 7 条 本会員ならびにその家族に不幸があった時、又は不時災害を受けた時は、本会の名において弔慰又は見舞いの意を表す。

(慶弔金)

第 8 条 慶弔内規は次の通りとする。会員が死亡した場合、世帯主及びその配偶者については弔慰金 5,000 円、家族は 3,000 円とする。尚、現職役員等の場合は会長の判断により別途扱うことが出来る。但し、定例会に報告し、承認を得るものとする。

第 9 条 本規約取扱細則の施行について必要な事項は、定例会の同意を得て、総会議決により別に定める。

付 則

- 1 この規約取扱細則は平成 10 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 旧細則は、廃止する。
- 3 経過処置等を適宜定める。
- 4 平成 14 年 1 月 12 日一部改正
- 5 平成 20 年 4 月 6 日一部改正
- 6 平成 23 年 2 月 26 日一部改正
- 7 平成 26 年 4 月 6 日一部改正
- 8 平成 27 年 3 月 29 日一部改正

組長等の所管事項

- 1 常会の開催（最小限 年に2回）
 - （1）3月から5月 総会報告（役員、活動方針、予算等）
 - （2）1月から2月 ①組長、副組長（兼体育係）、防災員2名選出
②年間の反省
- 2 自治会費等の徴収（細則第4条・第5条）
 - （1）自治会費 800円/月（消防負担金含む）
 - 一期徴収 4,800円（4,5,6,7,8,9月分）（消防負担金含む）
4月徴収 5月区長会時納付
 - 二期徴収 4,800円（10,11,12,1,2,3月分）（消防負担金含む）
10月徴収 11月区長会時納付
 - 一括徴収 9,600円/年（消防負担金含む）
4月徴収 5月区長会時納付
 - （2）入会金 1,000円/入会時
 - （3）消防負担金 1,200円/年（細則第5条による）
- 3 諸届・連絡
 - （1）入会届・退会届は、区長を通じ会長に提出
 - （2）自治会費を納付した者が退会する場合は退会届提出により、納付済自治会費の残余期間分を返金
[細則第4条（2）による]
 - （3）組内に不幸・不時災害が生じた場合は対応すると共に、必要により区長を通じ会長に連絡
- 4 書類等の配付及び回覧
 - （1）県・市関係
広報ぬまづ 等
 - （2）自治会関係
総会資料・各種資料 等
- 5 自治会行事への参加と推進
夏祭り・体育祭・公民館清掃・側溝清掃・公園除草・防災訓練 等
- 6 資源・焼却ゴミ処理の指導
会員への、分別・処理基準等の徹底と当番の円滑化
- 7 役員の兼務
 - （1）組長は定められた部の副部長を兼務
 - （2）組長は組内の福祉情報を社会福祉部に伝達すると共に、活動・支援に協力
 - （3）副組長は体育部の部員を兼務

付 則

- 1 平成14年1月12日一部改正
- 2 平成20年4月6日一部改正
- 3 平成27年3月29日一部改正

消防団員 選出方法基準

- 1 消防団員は金岡西部地区連合自治会（以下連合自治会という）の定めにより、当自治会から4名を選出する。
- 2 選出区域は原則として次の定めとし、夫々から1名を選出する。
但し、事情により役員で協議の上、区域外を適用することもできる。
選出区域区分 「1・2区」 「3・4区」 「5・6区」 「7・8区」
- 3 任期は2年を基本とする。
但し、次項の選任も考慮の上、再任をお願いすることも考慮する必要がある。
- 4 金岡方面隊の「方面隊長・訓練指導員」（任期2年）及び25分団長（任期2年）の選任は連合自治会の輪番制度に基づき、東部ブロック（駿河台・長塚町・東沢田）自治会より選出する年がある。
- 5 上記4項の選出では当該3自治会長が中心となり、関係役員と共に選出委員会を設立し、選出する。

付 則

- 1 平成27年4月1日から施行する。